

大口町告示第64号

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町母子通園事業実施要綱（平成18年大口町告示第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「発達障害者支援法（平成17年法律第167号）第2条、第3条、第5条及び第6条」を「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第3条第2項」に改める。

第2条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「定員」を「利用定員」に改め、同条の表中「定員」を「利用定員（1日当たり）」に改める。

第6条中「午前10時」を「午前9時30分」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

町長は、通園事業の利用料を対象児童1人につき1回400円を月毎に徴収する。

様式第2中「年 月 日生」を「年 月 日」に改め、同様式に備考として次のように加える。

### 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した

場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第4中「 年 月 日生」を「 年 月 日」に、

「

退 園 日	
徴 収 金	

」

を

「

退 園 日	
-------	--

」

に改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成30年6月1日から施行する。